## 投資委員会事務局説明書

件名:第 10/2558 号タイ投資委員会布告件名: クラスター形式による特別経済開発区での投資促進政策に基づく恩典の申請

-----

仏暦 2558 年(2015 年)10 月 27 日付件名第 10/2558 号投資委員会事務局布告件名: クラスター形式による特別経済開発区での投資促進政策において投資奨励恩典の受理を希望する者がクラスター型特別経済開発区に立地する教育機関、研究機関もしくはセンターオブエクセレンスとの協力がなければならない条件を定められているが、明確にするために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

## 第1項 クラスター型特別経済開発区の投資奨励政策に基づく恩典の申請手続き

- 1.1 2016 年 12 月 31 日までに "教育機関、研究機関もしくはセンター オブエクセレンスとの協力計画" とともに "奨励申請書"を提出しなければならない。
- 1.2 教育機関、研究機関もしくはセンターオブエクセレンスとの協力計画は投資委員会から合意がなければならない。合意された協力計画に要点を修正・変更する場合には実行する前に事務局に合意をもらうためにプロジェクト修正を申請しなければならない。

第2項 クラスター型特別経済開発区に立地する教育機関、研究機関もしくはセンターオブエクセレンスとの協力計画の条件

2.1 職業教育委員会事務局 (ソーオーソー) の規格に基づく科学・技術に 関連するデュアルシステム (Dual System) の職業教育管理

"デュアルシステムとは職業教育機関が企業、国営企業もしくは国の機関と一緒に教育カリキュラムの作成、評定、評価をを行い、両者の合意でできる職業教育システムである。学生は職業学校で一部の期間で学ぶほか、企業、国営企業もしくは国の機関で実地教育をするシステムである。"

2.2 高等教育委員会事務局 (ソーコーオー) の規格および品質保証に基づく科学・技術に関連する協同教育管理

"協同教育とは教育機関での学習と企業の現場での体験を計画的に交互に行う大学レベルの教育であり、企業側と諸関係機関との協力で学習と実践による混合教育である。"

2.3 タイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局(STI)に合意され、職業と学校教育との統合による職業統合教育 (STI Work-Integrated Learning: STI WiL) 管理である。

"STI WiL とは STI と民間企業と教育機関と三者間の協力により産業の需要に合った高等専門学生、大学生を創出する科学・技術・イノベーション人材開発政策の具体化である。学生は学校教育に加え、工場・企業でカリキュラムに基づき統合的に研修させるのである。"

2.4 タイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局 (STI) の合意 に基づき国の科学・技術人材を産業セクターに派遣し、従事させる) タレント・モビリティ

"タレント・モビリティとは研究開発、技術的問題解決、試験および規格システム、技術管理などの側面で企業の競争力を向上させるために政府の大学・研究機関から科学・技術・イノベーション分野の人材を派遣し、一時的に産業セクターに従事させるプロジェクトである。"

2.5 第 2.1 - 2.4 以外、投資委員会に合意されたその他の人材もしくは技術開発 の協力

## 第3項 事務局に示す証拠資料は以下の通りである。

3.1 投資奨励申請とともに提出する証拠資料

3.1.1 デュアルシステムの場合、産学協同教育事業、STI WiL もしくはその他の類似した協力の場合、学生を受け入れる協力計画を提出しなければならない。(STI WiL の協力プロジェクトの場合は、STI より先に合意をもらう必要がある)計画には以下の構成が有すること。

- (1) 協力する教育機関名および学部名または学科名。
- (2) 職業訓練に参加する学生数 (投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員数の 2%以上でなければならない) および工場における学校システムの教員の手配。
  - (3) 学習カリキュラムおよび実習の簡単な説明。
- (4) プロジェクト期間およびプロジェクト実施計画。奨励 証書発行日より3年以内に完全に実施しなければならない。
- 3.1.2 タレント・モビリティの場合、STI に合意されたタレント・モビリティ・プロジェクトの実施計画を提出しなければならない。計画は以下の詳細が記入されなければならない。
- (1) 協力する教育機関名および研究機関またはセンターオブ・エクセレンス名。
- (2) プロジェクトで従事する研究員または専門家の人数および分野。
- (3) 研究開発、エンジニアリング・技術的問題解決、試験および規格システム、技術管理など研究員または専門家の協力範囲もしくは責務に関する簡単な説明。
- (4) プロジェクト期間およびプロジェクト実施計画。奨励 証書発行日より3年以内に完全に実施しなければならない。
- 3.1.3 投資委員会に合意されたその他の人材もしくは技術開発の協力プロジェクトの場合は以下の詳細が記入された協力計画を提出しなければならない。
- (1) 協力する教育機関名および研究機関またはセンターオブ・エクセレンス名。
- (2) 民間企業もしくは教育機関の協力範囲もしくは責務に 関する説明。
- (3) プロジェクト期間およびプロジェクト実施計画。奨励 証書発行日より3年以内に完全に実施しなければならない。

**3.2** プロジェクト調査のために提出する証拠資料 (2017 年内に提出しなければならない)

3.2.1 デュアルシステムの場合、産学協同教育事業、STI WiL もしくはその他の類似した協力の場合、企業と教育機関との協力覚書 (MOU) もしくは契約を提出しなければならない。

3.2.2 タレント・モビリティの場合、企業と教育機関、専門トレーニングセンター、研究機関または政府機関とのタレント・モビリティ・プロジェクトについての協力覚書 (MOU) もしくは契約を提出しなければならない。

3.2.3 投資委員会に合意されたその他の人材もしくは技術開発の協力プログラムの場合は、企業と教育機関、研究機関またはセンター・オブ・エクセレンスとの協力覚書 (MOU) もしくは契約を提出しなければならない。

3.2.4 2017 年 12 月 31 日以内のタックス・インボイス(Tax Invoice) などプロジェクトにおける製造またはサービス提供からの最初の収入発生に関する証拠。

## 3.3 事業開始調査に伴う証拠書類。

投資委員会に合意された教育機関、研究機関またはセンター・オブ・エクセレンスとの協力プロジェクトにおける実際事業の実績を示す証拠。

以上お知らせする。

タイ投資委員会事務局

2015年11月20日